

知財保護業務を全面的に強化し、イノベーションの活力を喚起して新たな発展の枠組みの構築を推進

今日、中央政治局は第 25 回集団学習を行った。その内容は中国の知財保護業務（工作）を強化することである。党の第 19 届五中全会の《建議》は、知的財産権の保護業務の強化に対して明確な要求を提出した。今回の学習¹の手配について、その目的は中国の知的財産権の保護業務の情勢と任務をはっきりさせ、成績を総括し、不足を探し、知的財産権の保護業務の重要性に対する認識を高め、知的財産権の保護業務を強化する方面から、発展理念を貫徹し、新しい発展枠組みを構築し、高品質の発展を推進するために有力な保障を提供することである。

イノベーション（創新）は発展をリードする第一の駆動力であり、知的財産権を保護することは、すなわちイノベーションを保護することそのものである。社会主義現代化国家を全面的に建設するには、知的財産権の保護業務を更によく推進しなければならない。知財保護業務は、国家の管理体系と管理能力の現代化に関係し、知的財産権を厳しく保護することによってのみ、現代の財産権制度を完備し、要素の市場化改革を深化し、市場が資源配置における決定的な作用を発揮することを促進し、政府の作用を更によく発揮することができる。知財保護業務は、質の高い発展に関係し、知的財産権を厳しく保護し、法律に基づいて、権利を侵害する模倣品の市場主体に対して不正を行う者（不法分子）を厳しく取り締まることによってのみ、供給システムの質を高め、質の高い発展を力強く推進することができる。知財保護業務は、人民の生活の幸福に関係し、知的財産権を厳しく保護し、消費市場を浄化し、広大な消費者の權益を維持することによってのみ、人民が安心して買い、安心して食べ、気楽に使うことを実現することができる。知財保護業務は、国家の対外開放の大局と関係し、知的財産権を厳しく保護することによってのみ、経営環境をより良くし、更に高いレベルの開放型経済新体制を建設することができる。知財保護業務は国家安全に関係し、知的財産権を厳しく保護することによってのみ、我が国が自主研究開発した鍵となるコア技術を有効に保護し、重大なリスクを防止及び解決することができる。

第 18 回党大会以来、私は何度も強調してきた。効率的な知的財産権の総合管理体制を作り、知的財産権の創造、運用、保護、管理、サービスの全チェーンを通して、権利の境界の明確化、分業の合理化、責任と権利の一致、効率的な体制メカニズムでの運用を推進する必要があること、そして、厳格な知的財産権の保護制度を実行し、知的財産権の審査品質と審査効率を高め、断固として法律に基づいて合法的な權益、特に知的財産権を侵害する行為を処罰し、懲罰的賠償制度を導入し、権利侵害の代償と法律違反のコストを顕著に高め、違法な権利侵害行為を取り締まる必要があること、などである。

我が国の知的財産権の保護業務は、新中国が成立して間もなく始まった。1950 年、中国は《発明権と特許権保障暫定条例》、《商標登録暫定条例》などの法規を公布し、特許、商標制度の実施に対して初歩的な模索を行った。党の第 11 届三中全会以降、中国の知的財産権の業務は徐々に正規化の軌道に乗った。

第 18 回党大会以来、党中央は知的財産権の保護業務を更に突出した位置に置き、《国家知的財産戦略の更なる実施行動計画(2014-2020 年)》、《國務院による新情勢下の知的財産権強国建設加速に関する

¹第 19 届中央政治局第 25 回集団学習（2020 年 11 月 30 日）

若干意見》、「十三五」国家知財保護・運用計画」などの一連の政策配置を打ち出した。今回の党と国家機構改革において、我々は国家市場監督管理総局を組織して国家知識産権局を改めて位置づけ、専利（特許・実用新案・意匠）、商標、原産地地理的表示などの知的財産権の種類別の集中統一管理を実現した。我々は北京、上海、広州に知財法院を設立し、最高人民法院が知的財産権法廷の看板を掲げ、全国における特許などの技術的な知的財産権の上訴事件を審理し、知的財産権の専門化裁判システムを構築した。

全体的に見ると、中国の知的財産権事業は絶えず発展し、中国の特色ある知的財産権の発展の道を走り抜け、知的財産権の保護業務は歴史的な成果を獲得し、知的財産権の法制度体系と保護体系は絶えず健全化し、保護の強さは絶えず強化され、全社会における知的財産権の尊重・保護の意識は明らかに高まり、イノベーションの奨励、ブランドの形成、市場秩序の規範化、対外開放の拡大に重要な作用を発揮した。

同時に、我々は不足を冷静に認識しなければならない。主に表れる点は以下の通りである。社会全体の知財保護の重要性に対する認識は更に高める必要がある。新技術と新業態の繁栄発展により、知財保護の法治化は依然として追いついていない。知的財産権の全体的な品質と効果・利益は十分に高くなく、高品質で高価値の知的財産権は比較的少ない。行政法律執行機関と司法機関の協調を強化する必要がある。知的財産権分野では依然として権利侵害が多発しやすく、権利侵害が容易で、権利を守ることが難しい現象が存在し、知的財産権の権利侵害、違法行為は新型化、複雑化、ハイテク化などの特徴を呈している。ある企業は制度の穴を利用して、知財保護を濫用している。市場主体は海外の知的財産権紛争に対応する能力が明らかに不足しており、中国企業の海外における知財保護が不十分である、などである。

現在、中国は知的財産権の導入大国から知的財産権の創造大国へ転換しており、知的財産権の業務は数量の追求から品質の向上へ転換している。我々は国家戦略の高度と新発展の段階に進む要求から出発して、全面的に知的財産権の保護業務を強化し、近代化経済システムの建設を促進し、全社会のイノベーション活力を励起し、新たな発展の枠組みの構築を推進しなければならない。

第一に、知財保護業務のトップレベルの設計を強化する。国内外の情勢の新たな特徴を正確に判断し、知財保護業務を企画する必要がある。知財保護の目的はイノベーションを促進し、質の高い発展を推進し、人民の美しい生活の需要を満足させることである。知財強国建設戦略を早急に制定し、「十四五」期間の国家知財保護運用計画を研究・制定し、目標、任務、措置と実施の青写真を明確にすべきである。中国国内に立脚し、人民の利益を最優先し、公正で合理的に保護し、知的財産権を厳格に保護するとともに、個人と企業の権利の過度な拡張を防ぎ、公共の利益とイノベーションの促進の両立を堅持する必要がある。重要な分野の自主知的財産権の創造と蓄積を強化し、いくつかの主要な改革措置、重要な政策、重要なプロジェクトを展開する必要がある。

第二に、知財保護業務の法治化レベルを高めることである。完備した知的財産の法律法規体系と、効率的な法執行司法体系は、知財保護強化についての重要な保障である。民法典の関連規定を厳格に実施すると同時に、関連法律法規の整備を加速し、専利法、商標法、著作権法、独占禁止法、科学技術進歩法などの改正業務を総合的に推進し、法律間の一致性を強化すべきである。地理的表示や営業秘密などの分野の

立法を強化すべきである。民事司法保護を強化し、知的財産事件の法律に準拠した訴訟規範を研究・制定すべきである。知的財産の裁判の質と効率を高め、信頼性を向上すべきである。知的財産行政法執行基準と司法裁判基準の統一を促進し、行政法執行と司法の連携メカニズムを改善すべきである。刑法と司法解釈を改善し、刑事による打撃を強化すべきである。行政法執行の強化を行い、民衆の反応が強く、社会世論の関心があり、権利侵害と偽造が多発している重点分野に対して、徹底的に攻撃し、徹底的に是正し、抑止する必要がある。

第三に、知的財産権のチェーン全体の保護を強化することである。知的財産権の保護は一つの体系的プロジェクトであり、カバーする範囲が広く、多くの側面に関連し、法律、行政、経済、技術、社会的ガバナンスなどの多種の手段を総合的に運用し、審査・権利付与、行政法執行、司法保護、仲裁・調停、業界の自己規律、市民の誠実さなどの関係における保護体系を完備し、協力を強化し、保護業務の枠組みを構築すべきである。知的財産権の創造、運用、保護、管理、サービスのチェーン全体を通じ、知的財産権の総合管理体制を健全化し、システムの保護能力を強化すべきである。知的財産権の保護、反独占、公正競争の審査などの業務を総合的に調整し、イノベーション要素の自主的で秩序ある流れと効率的な配置を促進すべきである。人民に利益をもたらす知的財産権の公共サービス体系を形成し、国家知財ビッグデータセンターと公共サービスプラットフォームを構築し、タイムリーに知的財産権の情報を伝え、イノベーションの成果を更に良く人民に恩恵を与えるべきである。知的財産権の情報化、インテリジェント・インフラの建設を強化し、人工知能、ビッグデータなどの情報技術の知的財産権の審査・保護分野における応用を強化し、オンラインとオフラインの知財保護の統合開発を促進すべきである。知財保護のための自己規律メカニズムの確立を奨励し、信用システムの確立を促進する必要がある。知財保護の広報と教育を強化し、知財を尊重し保護するための社会全体の意識を高める必要がある。

第四に、知財保護業務体制の改革を深化させる。第 18 回党大会以来、我々は知財分野において一連の改革を推進してきたが、システムの統合と共同での推進を引き続き実施しやり遂げるべきである。差別化された産業と領域の知財政策を研究し、知財審査制度を完備させるべきである。ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新分野の新業態の知財保護制度を健全化し、伝統文化、伝統知識などの分野の保護方法を適時に研究・制定すべきである。知財裁判分野の改革とイノベーションを深化させ、知財訴訟制度を健全化し、技術類の知的財産の裁判を完備させ、知財侵害の懲罰的賠償制度を速やかに実施すべきである。知財権の評価体系を健全化し、知財の帰属制度を改正し、知財濫用の関連制度の検討・策定を行うべきである。

第五に、知財分野における国際協力と競争を統合的に推進することである。知的財産権は国際競争力の核となる要素であり、国際紛争の焦点でもある。我々は敢えて闘争し、闘争に負け、正当な権益を決して放棄せず、国の核心的利益を決して犠牲にしてはならない。人類の運命共同体の理念を堅持し、開放的で包容力のある、公平な普遍的利益の原則を堅持し、WIPO の枠組みにおける全世界の知的財産権の管理に深く参画し、知的財産権及び関連する国際貿易、国際投資などの国際規則と標準を完備することを推進し、全世界の知的財産権のガバナンス体制の更に公正で合理的な方向への発展を推進すべきである。知的財産権の国際世論に影響する道筋と方法を開拓し、中国の知的財産権の物語をよく語り、文明大国、責任大国のイメージを示すべきである。「一帯一路」を共に建設する沿線の国・地域と知的財産権の協力を深め、知識の共有を促進すべきである。

第六に、知的財産権分野の国家安全を守ることである。私が既に述べたように、知的財産権の対外移転は全体的な国家安全観を堅持しなければならない。国家安全に関わる核心技術の自主的な研究開発と保護を強化し、法律に基づいて国家安全に関わる知的財産の対外移転行為を管理しなければならない。知的財産の反独占、公正競争に関する法律法規と政策措置を完備し、正当で有力な制約手段を形成しなければならない。中国の知的財産に関する法律規定の域外適用を推進し、国境を超えた司法協力の手配を完備しなければならない。効率的な国際知的財産リスクの早期警報と応急メカニズムを形成し、知的財産の対外リスクの防止制御体系を建設し、中国企業の海外知的財産権に対する権利保護に対する援助を拡大すべきである。

各級の党委員会と政府はその責任を果たし、知的財産権の業務に関連する協調体制を強化し、知的財産権の人材チームの建設を重視し、業務の協力関係を形成し、断固として模倣・侵害行為を打ち破り、断固として地方保護主義を克服すべきである。各級の指導幹部は知的財産権の意識を強化し、学習を強化し、業務を熟知し、新しい情勢下での知的財産権の保護業務の能力を強化し、知財保護制度を運用することで経済社会の高品質の発展が推進されることを学び、また知財保護制度を利用して国際協力と競争を展開することで、我が国の知財保護業務を絶えず新しい段階に押し上げることができることを学ぶべきである。

※習近平総書記が2020年11月30日の第19回政治局第25回集団学習の際に発言した主要部分である。

出所：人民網サイト

<http://politics.people.com.cn/n1/2021/0131/c1024-32018021.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。